

## 岐阜県防災情報通信システム無線局の設置及び管理運用に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）とふれあいファシリティズ（以下「乙」という。）とは、甲の設置する岐阜県防災情報通信システム無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用について次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定書は、災害対策にかかる事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡を図るため、無線局の設置及び管理運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### （無線局の設置）

第2条 甲は、甲に属する無線局を、乙の管理する岐阜県県民ふれあい会館（以下「本件建物」という。）内に設置する。

2. 無線局に設置する設備は（別表一）による。

### （設備の管理）

第3条 乙は、無線局の設備を善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

2 乙は、無線局の設備について、盗難、滅失又は破損が生じたことを知ったときは、直ちに甲に報告するものとする。

3 甲は、無線局の設備の維持管理に必要な保守点検（次項に定めるものを除く。）を実施するものとする。

4 乙は、無線局の設備のうち非常用発動発電機について、電気事業法第42条第1項に基づく保安規程に定める点検（外観点検）、月1回の燃料残量確認及び稼働時の燃料補充を実施するものとする。

### （無線局の経費の負担）

第4条 無線局の維持管理・運用等に要する経費の負担区分は（別表一）によるものとする。

### （無線局の設備の変更等）

第5条 甲は、無線局の設備の変更、移設、増設又は廃止をしようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとし、これらに伴う必要事項は甲乙協議の上決定するものとする。また、乙は、乙の都合により本件建物内で無線局の設備の移設を必要とするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 前項の規定により本件建物内で変更、移設又は増設した無線局の設備の管理運営については、この協定の定めるところによるものとする。



(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成28年11月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、この有効期間内であっても、甲が無線局を廃止したとき、又は乙が本件建物の管理者でなくなったときは、この協定は終了する。

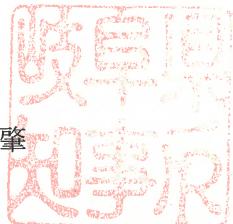
(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

以上のとおり協定した証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月 1日

甲 岐阜県  
代表者 岐阜県知事 古田 肇



乙 岐阜県県民ふれあい会館指定管理者  
ふれあいファシリティーズ  
代表者 ハヤックス株式会社  
代表取締役 早川知明



別表-1 無線局に設置する設備

ふれあい福寿会館

装 置 名	規 格	数 量	単 位	備 考
2.4m φ VSATアンテナ	融雪装置無	1	台	
シェルタ		1	台	
衛星端局装置		1	台	
送受信装置		1	台	
18GHz無線装置		1	台	
18GHz帯空中線	0.3m φ	1	台	
260MHz帯半固定無線装置		1	台	
空中線	3素子八木型	1	台	
同軸避雷器		1	台	
IP中継交換装置		1	台	
機器収容ラック	フルサイズ	1	架	
被遠方監視制御装置		1	台	
ブザ／ランプ		1	台	
IRD		1	台	
OFDM変換装置		1	台	
メディアコンバータ		4	台	
ルータ（回線接続用）		1	台	
UPS	100V 3kVA 30min	1	台	
非常用発動発電機	10kVA 燃料タンク	1	台	
油庫	10kVA 72 h	1	台	
SPD・電源自動切替盤	10kVA	1	面	
交流分電盤	端末局UPS+12回路	1	面	
端子盤	20端子	2	面	
逆Vトランス	10kVA	1	台	

別表－2 経費の負担区分

経 費	負担区分
耐用年数経過による更新工事に要する経費	甲
地震、落雷等自然現象による事故の補修工事に要する経費	甲
設計上その他の改造工事に要する経費	甲
再免許に際し、総務大臣の指示により変更工事を必要とする場合の改造工事に要する経費	甲
甲の都合により、無線局の設備の変更、移設、増設又は廃止工事をする場合の当該工事に要する経費	甲
乙の都合により、無線局の設備の移設工事をする場合の当該工事に要する経費	乙
乙の過失により、無線局の設備について、盜難、滅失又は破損が生じた場合に要する経費	乙
無線局の設備の保守点検に要する経費	甲
無線局の設備の故障修理に要する経費（蓄電池交換を含む）	甲
衛星通信回線利用に要する経費	甲
甲乙間を結ぶ事業者回線利用に要する経費	甲
無線局の運用に要する電気代、燃料代、その他管理運用に要する経費	乙
電波法第6条の規定による無線局免許申請及び同法第10条の落成検査の手数料	甲
電波法第13条第1項ただし書きの再免許の申請手数料	甲
電波法第18条の規定による変更工事の検査手数料	甲
電波法第73条の規定による定期検査の手数料	甲